

議案第 33 号

東京都板橋区議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を東京都板橋区議会会議規則第 12 条第 1 項の規定により提出する。

令和 3 年 3 月 23 日

提出者 板橋区議会議員

山 田 貴 之

中村とらあき

田中しゅんすけ

田中やすのり

竹 内 愛

小林おとみ

田中いさお

かいべとも子

高 沢 一 基

## 東京都板橋区議会会議規則の一部を改正する規則

東京都板橋区議会会議規則（昭和23年板橋区議会議決）の一部を次のように改正する。

第2条中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第2条の2中「出産その他の事由により」を削る。

第82条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、押印しなければならない。」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印しなければならない。」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

会議の欠席について、育児や看護、介護等の具体的な事由を明記するとともに、産前産後の欠席期間の規定を設けるほか、請願書の記載事項に係る規定を改める必要がある。

